(2)　支給認定等
イ　支給認定を受けようとする指定難病の患者又はその保護者は、都道府県知事の定める医師の診断書を添えて、その居住地の都道府県に申請しなければならないこととした。（第六条関係）
ロ　都道府県は、指定難病の患者が、その病状の程度が厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて定める程度であるとき又はその治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当するときであって特定医療を受ける必要があるときは、支給認定を行うものとすることとした。（第七条第一項関係）
ハ　都道府県は、指定難病審査会を置き、支給認定をしないこととするときは、指定難病審査会に審査を求めなければならないこととした。（第七条第二項及び第八条第一項関係）
(二)　指定医療機関
(1)　指定医療機関の指定は、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行うものとすることとした。（第一四条関係）
(2)　指定医療機関は、良質かつ適切な特定医療を行わなければならないものとし、都道府県知事は、指定医療機関が良質かつ適切な特定医療を行っていないと認めるとき等は、当該指定医療機関の開設者に対し、勧告、命令等を行うことができることとするとともに、指定医療機関の指定の取消し、指定の効力の停止ができるものとすることとした。（第一六条、第二二条及び第二三条関係）

4　調査及び研究
(一)　国は、難病の発病の機構、診断及び治療方法に関する調査及び研究を推進することとした。（第二七条第一項関係）
(二)　厚生労働大臣は、(一)の調査及び研究の成果を調査及び研究を行う者、医師、難病の患者及びその家族等に対して積極的に提供することとした。（第二七条第三項関係）

5　療養生活環境整備事業
都道府県は、療養生活環境整備事業として、次の事業を行うことができることとした。（第二八条関係）
(一)　難病の患者及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業
(二)　難病の患者に対する保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等を育成する事業
(三)　適切な医療の確保の観点から訪問看護を受けることが必要と認められる難病の患者につき、訪問看護を行う事業

6　費用
(一)　特定医療費の支給に要する費用及び療養生活環境整備事業に要する費用は、都道府県の支弁とすることとした。（第三〇条関係）
(二)　国は、(一)により都道府県が支弁する費用のうち、特定医療費の支給に要する費用の一〇〇分の五〇を負担し、療養生活環境整備事業に要する費用の一〇〇分の五〇以内を補助することができるものとすることとした。（第三一条関係）

7　雑則
(一)　難病対策地域協議会
都道府県、保健所を設置する市又は特別区は、関係機関等、難病の患者及びその家族、難病の患者に対する医療等に関連する職務に従事する者等により構成される難病対策地域協議会を置くように努めるものとすることとした。（第三二条第一項関係）
(二)　大都市の特例
この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市が処理するものとすることとした。（第四〇条関係）

8　施行期日等
(一)　政府は、この法律の施行後五年以内を目途として、この法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ、特定医療費の支給に係る事務の実施主体の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第二条関係）
(二)　この法律は、一部の規定を除き、平成二七年一月一日から施行することとした。

◇地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第一九六号）（総務省）
1　平成二七年四月一日から八王子市を地方自治法第二五二条の二二第一項の中核市として指定することとした。
2　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇港湾法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一九七号）（国土交通省）
港湾法の一部を改正する法律（平成二五年法律第三一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二六年六月一日とすることとした。

◇港湾法施行令の一部を改正する政令（政令第一九八号）（国土交通省）
1　港湾管理者に対する国土交通大臣の報告徴収及び技術的な援助の職権を地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができることとした。（本則関係）
2　この政令は、平成二六年六月一日から施行することとした。

◇南極地域の環境の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一九九号）（環境省）
1　南極地域において処分を禁止する固形状の廃棄物として、可燃性の放射性物質であって、固形状の不要物であるものを追加することとした。（第二条関係）
2　南極地域において処分を禁止する液状の廃棄物として、放射性物質であって液状の不要物であるものを追加することとした。（第三条関係）
3　この政令は、平成二六年六月一日から施行することとした。

◇特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二〇〇号）（環境省）
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二五年法律第三八号）の施行期日は平成二六年六月一日とすることとした。

◇特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二〇一号）（環境省）
1　特定外来生物となる外来生物としてカナダガン等の追加をすることとした。（別表第一関係）
2　特定外来生物となる外来生物としてタイワンザルがニホンザルと交雑することにより生じた生物等の追加をすることとした。（別表第二関係）
3　特定外来生物となる外来生物の器官としてルドウィギア・グランディフロラの茎及び根等の追加をすることとした。（別表第三関係）
4　この政令は、平成二六年六月一一日から施行することとした。